

基発0805第1号

平成22年8月5日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労働基準局の組織の変更等について

本省労働基準局の組織について、別添1及び別添2のとおり、「厚生労働省組織令の一部を改正する政令（平成22年政令第178号）」及び「厚生労働省組織規則の一部を改正する省令（平成22年厚生労働省令第94号）」が平成22年8月4日に公布され、本日から施行されたところであり、勤労者生活部の廃止、労働条件政策課の設置等を行ったので、通知する。

また、同日付けをもって、別添3のとおり労働条件政策課に賃金時間室を置く「厚生労働省の内部組織に関する訓令（平成13年厚生労働省訓第1号）」の改正を行ったので、併せて通知する。

なお、これらの改正に伴い、従前に発出した通達その他の文書における組織名については、別添4のとおり読み替えることとするので了知されたい。

政令第七十八号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「、労災補償部及び勤労者生活部」を「及び労災補償部」に改め、「職業安定局に」の下に「派遣・有期労働対策部及び」を加える。

第七条第三項中「第一項第十一号及び第十九号」を「第一項第七号から第九号まで、第十一号及び第十八号から第二十号まで」に改め、同項第三号及び同条第四項を削る。

第八条第二項中「前項第四号」を「第一項第四号」に改め、同項第一号中「前項第二号」を「第一項第二号」に改め、同項第二号中「前項第七号」を「第一項第七号」に、「並びに高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二条第二項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）、炭鉱労働者及び炭鉱離職者並びに日雇労働者」を「及び高年齢者等」に改め、同項第三号中「前項

第十号」を「第一項第十号」に、「障害者、炭鉱労働者及び炭鉱離職者並びに日雇労働者」を「及び障害者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 派遣・有期労働対策部は、前項第三号に掲げる業務（港湾労働者の募集及び港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に係るものを除く。）及び次に掲げる業務をつかさどる。

一 前項第二号に掲げる事務のうち政府が行う学生若しくは生徒又は学校卒業生その他これに類する者の職業紹介及び職業指導に関すること並びに政府が行う外国人の職業紹介に関すること（求人及び求職の結合に係る調整に関するものを除く。）。

二 前項第七号に掲げる事務のうち学校卒業生その他これに類する者、炭鉱労働者及び炭鉱離職者、日雇労働者並びに就職が困難な者（高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二条第二項に規定する高年齢者をいう。以下同じ。）及び障害者を除く。第四号及び第八十条第六号において同じ。）の雇用機会の確保に関すること。

三 前項第八号に掲げる事務のうち派遣労働者及び一の場合において行われる事業の仕事の一部を請け負う請負人が雇用する労働者（当該場所において業務に従事する労働者に限る。）並びに外国人の雇用管

理の改善に關すること（建設労働者及び港湾労働者に係るものを除く。）。

四 前項第十号に掲げる事務のうち派遣労働者、期間の定めのある労働契約を締結する労働者その他これらに類する者（派遣労働者、期間の定めのある労働契約を締結する労働者その他これらに類する者であつた者を含む。第八十条第二号において「派遣労働者等」という。）、学校卒業者その他これに類する者、炭鉱労働者及び炭鉱離職者、日雇労働者、就職が困難な者並びに外国人の職業の安定に關すること。第五十九条第一項中、「労災補償部及び勤労者生活部」を「及び労災補償部」に、「三課」を「四課」に

「監督課

を 監督課

に改め、同条第三項中「二課及び一室」を「四課」に、

「補償

労働保険徴収課」

勤労者生活課」

労災

「労働保険徴収課

課

を 補償課

に改め、同条第四項を削る。

「保険業務室」

「労災保険業務課」

第六十二条を削る。

第六十一条第二号中「勤労者生活部」を「労働条件政策課」に改め、同条第六号中「及び労働保険徴収課」を削り、同条に次の一号を加える。

七 社会保険労務士に関すること（年金局の所掌に属するものを除く。）。

第六十一条を第六十二条とし、第六十条の次に次の一条を加える。

（労働条件政策課の所掌事務）

第六十一条 労働条件政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 労働契約、賃金の支払、最低賃金、労働時間、休息その他の労働条件及び労働者の保護に関する政策の企画及び立案に関すること（雇用均等・児童家庭局及び労災補償部の所掌に属するものを除く。）。

二 前号に掲げるもののほか、労働契約、最低賃金、労働時間及び休息に関すること（労働基準法の施行に関すること及び労働基準監督官の行う監督に関するものを除く。）。

三 労働能率の増進に関すること。

四 退職手当の保全措置その他の退職手当に関すること（退職手当の支払に関すること及び労働基準監督官の行う監督に関するものを除く。）。

第六十三條を次のように改める。

(勤労者生活課の所掌事務)

第六十三條 勤労者生活課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 勤労者の財産形成の促進に関すること。
- 二 中小企業退職金共済法の規定による退職金共済に関すること。
- 三 労働者の福利厚生に関すること（石綿による健康被害の救済に関することを除く。）。
- 四 労働金庫の事業に関すること。

第七十一條を削る。

第七十條（見出しを含む。）中「労災保険業務室」を「労災保険業務課」に改め、同條を第七十一條とする。

第六十九條第二号及び第三号中「労災保険業務室」を「労災保険業務課」に改め、同條を第七十條とし、第六十八條の次に次の一條を加える。

(労働保険徴収課の所掌事務)

第六十九条 労働保険徴収課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 労働保険の保険関係の成立及び消滅に関すること。
- 二 労働保険料及び労働者災害補償保険の特別保険料並びにこれらに係る徴収金の徴収に関すること。
- 三 労働保険事務組合の業務に係る監督に関すること。
- 四 労働保険特別会計の徴収勘定の経理に関すること。
- 五 石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による一般拠出金及びこれに係る徴収金の徴収に関すること。

第七十二条を次のように改める。

第七十二条 削除

第七十三条第一項中「職業安定局に、」の下に「派遣・有期労働対策部及び」を加え、「六課」を「四課

「需給調整事業課

」に改め、

外国人雇用対策課」

を削り、同条第二項中「三課」を「二課」に改め、「企画課」を削り、同

項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 派遣・有期労働対策部に次の三課を置く。

企画課

需給調整事業課

外国人雇用対策課

第七十四条第二号中「関すること」の下に「派遣・有期労働対策部及び」を加え、「雇用開発課、外国人雇用対策課及び」を削る。

第七十五条第二号中「関すること」の下に「派遣・有期労働対策部及び」を加える。

第七十六条第一号から第三号までを削り、同条第四号を同条第一号とし、同条第五号中「関すること」の下に「派遣・有期労働対策部及び」を加え、「及び雇用政策課」を「並びに雇用政策課」に改め、同号を同条第二号とし、同条第六号中「関すること」の下に「派遣・有期労働対策部及び」を加え、「需給調整事業課及び外国人雇用対策課」を削り、同号を同条第三号とし、同条第七号を同条第四号とし、同条第八号を同条第五号とし、同条第九号を同条第六号とする。

第八十一条及び第八十二条を削る。

第八十条第一号中「労働市場センター業務室の所掌に属するもの」を「求人及び求職の結合に係る調整に
関すること」に改め、同条第三号中「前二号に掲げるもののほか、」を「第八条第二項第四号に掲げる事務
のうち」に改め、「（他課及び労働市場センター業務室の所掌に属するものを除く。）」を削り、同条を第
八十二条とする。

第七十九条第一号中「雇用開発課」を「港湾労働者の募集及び港湾運送の業務について行う労働者派遣事
業に係るもの並びに企画課」に改め、同条第二号中「並びに雇用政策課の所掌に属するもの」を削り、同条
第三号中「雇用開発課の所掌に属するもの」を「港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に係るもの」
に改め、同条第四号中「雇用開発課」を「港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に係るもの及び企画
課」に改め、同条を第八十一条とする。

第七十八条の次に次の二条を加える。

（労働市場センター業務室の所掌事務）

第七十九条 労働市場センター業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 求人及び求職の結合に係る調整を行うこと。

二 労働市場に関する情報の収集及び連絡を行うこと。

三 雇用保険の被保険者及びこれを雇用する事業主に関する記録の作成を行うこと。

四 職業安定局の所掌事務に関する電子計算組織に関すること。

(企画課の所掌事務)

第八十条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 派遣・有期労働対策部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 派遣労働者等の職業の安定に関する政策の企画及び立案に関すること。

三 政府が行う学生若しくは生徒又は学校卒業者その他これに類する者の職業紹介及び職業指導に関すること(求人及び求職の結合に係る調整に関することを除く。)

四 学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介又は職業指導についての職業安定機関と学校、関係行政機関との間における連絡、援助又は協力に関すること。

五 職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第三十三条の二に規定する無料職業紹介事業に関すること。

六 学校卒業者その他これに類する者、炭鉱労働者及び炭鉱離職者、日雇労働者並びに就職が困難な者の雇用機会の確保に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、派遣・有期労働対策部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第八十三条第三号中「第八条第二項第三号」を「第八条第三項第三号」に改め、「(企画課の所掌に属するものを除く。)」を削り、同号を同条第四号とし、同条第二号中「並びに企画課の所掌に属するもの」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号中「(企画課の所掌に属するものを除く。)」を削り、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 高齢・障害者雇用対策部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

第八十三条に次の四号を加える。

五 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第七条第一項に規定する障害者雇用対策基本方針の策定に関すること。

六 失業対策に関すること。

七 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の組織及び運営一般に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、高齢・障害者雇用対策部の所掌事務で障害者雇用対策課の所掌に属しないものに関すること。

第八十四条第二号中「企画課」を「高齢者雇用対策課」に改め、同条第三号中「第八条第二項第三号」を「第八条第三項第三号」に、「企画課」を「高齢者雇用対策課」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年八月五日から施行する。

(最低賃金審議会令の一部改正)

第二条 最低賃金審議会令（昭和三十四年政令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第七条中「勤労者生活部勤労者生活課」を「労働条件政策課」に改める。

(労働政策審議会令の一部改正)

第三条 労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条ただし書中「勤労者生活部企画課」を「勤労者生活課」に改める。

厚生労働省組織令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 ○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（大臣官房及び局並びに政策統括官の設置等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 大臣官房に統計情報部を、医薬食品局に食品安全部を、労働基準局に安全衛生部及び労災補償部を、職業安定局に派遣・有期労働対策部及び高年齢・障害者雇用対策部を、社会・援護局に障害保健福祉部を置く。</p> <p>（労働基準局の所掌事務）</p> <p>第七条 労働基準局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二十（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 労災補償部は、第一項第七号から第九号まで、第十一号及び第十八号から第二十号までに掲げる事務並びに次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>	<p>（大臣官房及び局並びに政策統括官の設置等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 大臣官房に統計情報部を、医薬食品局に食品安全部を、労働基準局に安全衛生部、労災補償部及び勤労者生活部を、職業安定局に高年齢・障害者雇用対策部を、社会・援護局に障害保健福祉部を置く。</p> <p>（労働基準局の所掌事務）</p> <p>第七条 労働基準局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 二十（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 労災補償部は、第一項第十一号及び第十九号に掲げる事務並びに次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 第一項第十八号に掲げる事務のうち労働保険特別会計の労災勘定の経理に関する事。</p> <p>4 勤労者生活部は、第一項第二号、第十二号、第十三号及び第十五号に掲げる事務並びに同項第一号及び第十四号に掲げる事務のうち次に掲げるものをつかさどる。</p> <p>一 最低賃金に関する事（労働基準監督官の行う監督に関する事）を</p>

(職業安定局の所掌事務)

第八条 職業安定局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十三 (略)

2 派遣・有期労働対策部は、前項第三号に掲げる業務(港灣労働者の募集及び港灣運送の業務)について行う労働者派遣事業に関するものを除く。及び次に掲げる業務をつかさどる。

一 前項第二号に掲げる事務のうち政府が行う学生若しくは生徒又は学校卒業者その他これに類する者の職業紹介及び職業指導に関すること並びに政府が行う外国人の職業紹介に関すること(求人及び求職の結合に係る調整に関するものを除く)。

二 前項第七号に掲げる事務のうち青少年、炭鉱労働者及び炭鉱離職者、日雇労働者並びに就職が困難な者の雇用機会の確保に関すること。

三 前項第八号に掲げる事務のうち外国人並びに派遣労働者及び一の場合において行われる事業の仕事の一部を請け負う請負人が雇用する労働者(当該場所において業務に従事する労働者に限る。)の雇用管理

除く。)

二 労働時間及び休息に関すること(労働基準法に規定するものに関する)こと及び労働基準監督官の行う監督に関するものを除く。)

三 退職手当の保全措置その他の退職手当に関すること(退職手当の支払に関する)こと及び労働基準監督官の行う監督に関するものを除く。)

四 労働者の福利厚生に関すること(石綿による健康被害の救済に関する)ことを除く。第七十一条第五号において同じ。)

(職業安定局の所掌事務)

第八条 職業安定局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十三 (略)

の改善に関すること（建設労働者及び港湾労働者に係るものを除く。）。

四 前項第十号に掲げる事務のうち派遣労働者、期間の定めのある労働契約を締結する労働者その他これらに類する者（派遣労働者、期間の定めのある労働契約を締結する労働者その他これらに類する者であつた者を含む。第八十条第二号において「派遣労働者等」という。）、外国人、炭鉱労働者及び炭鉱離職者、日雇労働者並びに就職が困難な者の職業の安定に関すること。

3| 高年齢・障害者雇用対策部は、第一項第四号、第五号及び第十一号に掲げる事務並びに次に掲げる事務をつかさどる。

一 第一項第二号に掲げる事務のうち政府が行う障害者の職業紹介及び職業指導に関すること（求人及び求職の結合に係る調整に関することを除く。）。

二 第一項第七号に掲げる事務のうち失業対策及び高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二条第二項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）の雇用機会の確保に関すること。

三 第一項第十号に掲げる事務のうち高年齢者等及び障害者の職業の安定に関すること。

（労働基準局に置く課等）

第五十九条 労働基準局に、安全衛生部及び労災補償部に置くもののほか、次の四課を置く。

総務課
労働条件政策課

2| 高年齢・障害者雇用対策部は、前項第四号、第五号及び第十一号に掲げる事務並びに次に掲げる事務をつかさどる。

一 前項第二号に掲げる事務のうち政府が行う障害者の職業紹介及び職業指導に関すること（求人及び求職の結合に係る調整に関することを除く。）。

二 前項第七号に掲げる事務のうち失業対策並びに高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二条第二項に規定する高年齢者等をいう。以下同じ。）炭鉱労働者及び炭鉱離職者並びに日雇労働者の雇用機会の確保に関すること。

三 前項第十号に掲げる事務のうち高年齢者等、障害者、炭鉱労働者及び炭鉱離職者並びに日雇労働者の職業の安定に関すること。

（労働基準局に置く課等）

第五十九条 労働基準局に、安全衛生部、労災補償部及び勤労者生活部に置くもののほか、次の三課を置く。

総務課
（新設）

監督課

(削除)

勤労者生活課

2 (略)

3 労災補償部に、次の四課を置く。

労災管理課

労働保険徴収課

補償課

労災保険業務課

(削除)

(労働条件政策課の所掌事務)

第六十一条 労働条件政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 労働契約、賃金の支払、最低賃金、労働時間、休息その他の労働条件及び労働者の保護に関する政策の企画及び立案に関すること(雇用均等・児童家庭局及び労災補償部の所掌に属するものを除く。)

二 前号に掲げるもののほか、労働契約、最低賃金、労働時間及び休息に関すること(労働基準法の施行に関すること及び労働基準監督官の行う監督に関するものを除く。)

三 労働能率の増進に関すること。

四 退職手当の保全措置その他の退職手当に関すること(退職手当の支払に関すること及び労働基準監督官の行う監督に関するものを除く。)

監督課

労働保険徴収課

(新設)

2 (略)

3 労災補償部に、次の二課及び一室を置く。

労災管理課

(新設)

補償課

労災保険業務室

4 勤労者生活部に、次の二課を置く。

企画課

勤労者生活課

(新設)

(監督課の所掌事務)

第六十二条 監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 労働条件、産業安全（鉱山における保安を除く。）、労働衛生及び労働者の保護に関する労働基準監督官の行う監督（労働者についてのじん肺管理区分の決定に関する監督に関することを含み、鉱山における通気及び災害時の救護に関する監督に関するものを除く。）並びに家内労働法の規定に基づく労働基準監督官の行う監督に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、労働契約その他の労働条件及び労働者の保護に関すること（雇用均等・児童家庭局、労災補償部及び労働条件政策課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 児童の使用の禁止に関すること。
- 四 労働基準監督官が司法警察員として行う職務に関すること。
- 五 労働基準監督官を採用するための試験の実施に関すること。
- 六 都道府県労働局における労働基準局の所掌に係る事務の実施状況の監察に関すること（労災補償部の所掌に属するものを除く。）。
- 七 社会保険労務士に関すること（年金局の所掌に属するものを除く。）。

(削除)

(勤労者生活課の所掌事務)

第六十三条 勤労者生活課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 勤労者の財産形成の促進に関すること。

(監督課の所掌事務)

第六十一条 監督課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 労働条件、産業安全（鉱山における保安を除く。）、労働衛生及び労働者の保護に関する労働基準監督官の行う監督（労働者についてのじん肺管理区分の決定に関する監督に関することを含み、鉱山における通気及び災害時の救護に関する監督に関するものを除く。）並びに家内労働法の規定に基づく労働基準監督官の行う監督に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、労働契約その他の労働条件及び労働者の保護に関すること（雇用均等・児童家庭局、労災補償部及び勤労者生活部の所掌に属するものを除く。）。
- 三 児童の使用の禁止に関すること。
- 四 労働基準監督官が司法警察員として行う職務に関すること。
- 五 労働基準監督官を採用するための試験の実施に関すること。
- 六 都道府県労働局における労働基準局の所掌に係る事務の実施状況の監察に関すること（労災補償部及び労働保険徴収課の所掌に属するものを除く。）。

第六十二条 削除

(労働保険徴収課の所掌事務)

第六十三条 労働保険徴収課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 労働保険の保険関係の成立及び消滅に関すること。

- 二 中小企業退職金共済法の規定による退職金共済に関する事
- 三 労働者の福利厚生に関する事（石綿による健康被害の救済に関することを除く。）
- 四 労働金庫の事業に関する事

（労働保険徴収課の所掌事務）

第六十九条 労働保険徴収課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 労働保険の保険関係の成立及び消滅に関する事
- 二 労働保険料及び労働者災害補償保険の特別保険料並びにこれらに係る徴収金の徴収に関する事
- 三 労働保険事務組合の業務に係る監督に関する事
- 四 労働保険特別会計の徴収勘定の経理に関する事
- 五 石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による一般拠出金及びこれに係る徴収金の徴収に関する事

（補償課の所掌事務）

第七十条 補償課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 （略）
- 二 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による保険給付及びこれに係る徴収金の徴収に関する事（労災保険業務課の所掌に属するものを除く。）

- 二 労働保険料及び労働者災害補償保険の特別保険料並びにこれらに係る徴収金の徴収に関する事

三 労働保険事務組合の業務に係る監督に関する事

四 労働保険特別会計の徴収勘定の経理に関する事

五 社会保険労務士に関する事（年金局の所掌に属するものを除く。）

六 石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による一般拠出金及びこれに係る徴収金の徴収に関する事

（補償課の所掌事務）

第六十九条 補償課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 （略）
- 二 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定による保険給付及びこれに係る徴収金の徴収に関する事（労災保険業務室の所掌に属するものを除く。）
- 三 石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による特別遺族給付金の支給及びこれに係る徴収金の徴収に関する事（労災保険業務室の所掌に属するものを除く。）

（労災保険業務室の所掌事務）

第七十条 労災保険業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 （略）

三 石綿による健康被害の救済に関する法律の規定による特別遺族給付金の支給及びこれに係る徴収金の徴収に関すること（労災保険業務課の所掌に属するものを除く。）。

（労災保険業務課の所掌事務）

第七十一条 労災保険業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 十 （略）

（削除）

（企画課の所掌事務）

第七十一条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 勤労者生活部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 労働時間及び休息に関すること（労働基準法に規定するものに関する）こと及び労働基準監督官の行う監督に関するものを除く。）。
- 三 労働能率の増進に関すること（勤労者生活課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 勤労者の財産形成の促進に関すること。
- 五 労働者の福利厚生に関すること（勤労者生活課の所掌に属するものを除く。）。
- 六 労働金庫の事業に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、勤労者生活部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（勤労者生活課の所掌事務）

第七十二条 勤労者生活課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 最低賃金に関すること（労働基準監督官の行う監督に関するものを除く。）。
- 二 賃金体系に関すること。
- 三 退職手当の保全措置その他の退職手当に関すること（退職手当の支

第七十二条 削除

払に関する事及び労働基準監督官の行う監督に関する事を除く。

四 中小企業退職金共済法の規定による退職金共済に関する事。

五 労働組合その他労働に関する団体が行う共済事業その他福祉活動に関する事。

六 労働者の福利厚生を増進を図るための活動を行う団体に対する当該活動に関する助言その他の援助措置に関する事。

(職業安定局に置く課等)

第七十三条 職業安定局に、高年齢・障害者雇用対策部に置くものほか、次の六課及び一室を置く。

総務課

雇用政策課

雇用開発課

雇用保険課

需給調整事業課

外国人雇用対策課

労働市場センター業務室

2 派遣・有期労働対策部に次の三課を置く。

企画課

需給調整事業課

外国人雇用対策課

3 高年齢・障害者雇用対策部に次の二課を置く。

高年齢者雇用対策課

障害者雇用対策課

2 高年齢・障害者雇用対策部に次の三課を置く。

企画課

高年齢者雇用対策課

障害者雇用対策課

(総務課の所掌事務)

第七十四条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 政府が行う職業紹介及び職業指導に関すること(派遣・有期労働対策部及び高齢・障害者雇用対策部並びに労働市場センター業務室の所掌に属するものを除く。)
- 三 五 (略)

(雇用政策課の所掌事務)

第七十五条 雇用政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 前号に掲げるもののほか、職業の安定に関する政策の企画及び立案に関すること(派遣・有期労働対策部及び高齢・障害者雇用対策部の所掌に属するものを除く。)
- 三 四 (略)

(雇用開発課の所掌事務)

第七十六条 雇用開発課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(総務課の所掌事務)

第七十四条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 政府が行う職業紹介及び職業指導に関すること(高齢・障害者雇用対策部並びに雇用開発課、外国人雇用対策課及び労働市場センター業務室の所掌に属するものを除く。)
- 三 五 (略)

(雇用政策課の所掌事務)

第七十五条 雇用政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 前号に掲げるもののほか、職業の安定に関する政策の企画及び立案に関すること(高齢・障害者雇用対策部の所掌に属するものを除く。)
- 三 四 (略)

(雇用開発課の所掌事務)

第七十六条 雇用開発課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 政府が行う学生若しくは生徒又は学校卒業者その他これに類する者の職業紹介及び職業指導に関すること(労働市場センター業務室の所掌に属するものを除く。)
- 二 学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介又は職業指導について
の職業安定機関と学校、関係行政機関との間における連絡、援助又は

協力に關すること。

三 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十三條の二に規定する無料職業紹介事業に關すること。

四 （略）

五 雇用機會の確保に關すること（高齢・障害者雇用対策部及び雇用政策課の所掌に屬するものを除く。）。

六 雇用管理の改善に關すること（雇用政策課、需給調整事業課及び外国人雇用対策課の所掌に屬するものを除く。）。

七〇九 （略）

（需給調整事業課の所掌事務）

第七十九條 需給調整事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に關すること（雇用開発課の所掌に屬するものを除く。）。

二 派遣労働者及び一の場所において行われる事業の仕事の一部を請け負う請負人が雇用する労働者（当該場所において業務に従事する労働者に限る。）の雇用管理の改善に關すること（建設労働者及び港湾労働者に係るもの並びに雇用政策課の所掌に屬するものを除く。）。

三 労働者派遣を行う事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対する監督に關すること（雇用開発課の所掌に屬するものを除く。）。

四 政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るための事業の事業主、派遣労働者、求職者その他の関係者に対する助言その他の措置に關すること（雇用開発課の所掌に屬するものを除く。）。

（労働市場センター業務室の所掌事務）

第七十九條 労働市場センター業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 求人及び求職の結合に係る調整を行うこと。

二 労働市場に關する情報の収集及び連絡を行うこと。

三 雇用保険の被保険者及びこれを雇用する事業主に關する記録の作成を行うこと。

四 職業安定局の所掌事務に關する電子計算組織に關すること。

(企画課の所掌事務)

第八十条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 派遣・有期労働対策部の所掌事務に関する総合調整に関する事。
- 二 派遣労働者等の職業の安定に関する政策の企画及び立案並びに調整に関する事。
- 三 政府が行う学生若しくは生徒又は学校卒業者その他これに類する者の職業紹介及び職業指導に関する事(求人及び求職の結合に係る調整に関する事を除く。)
- 四 学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介又は職業指導についての職業安定機関と学校、関係行政機関との間における連絡、援助又は協力に関する事。
- 五 職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第三十三条の二に規定する無料職業紹介事業に関する事。
- 六 青少年、炭鉱労働者及び炭鉱離職者、日雇労働者並びに就職が困難な者の雇用機会の確保に関する事。
- 七 前各号に掲げるもののほか、派遣・有期労働対策部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(需給調整事業課の所掌事務)

第八十一条 需給調整事業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に関する事(企画課の所掌に属するもの並びに港湾労働者の募集及び港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に関する事を除く。)
- 二 派遣労働者及び一の場所において行われる事業の仕事の一部を請け

(外国人雇用対策課の所掌事務)

第八十条 外国人雇用対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 政府が行う外国人の職業紹介に関する事(労働市場センター業務室の所掌に属するものを除く。)
- 二 外国人の雇用に関する事項について事業主その他の関係者に対して行う必要な助言その他の措置に関する事。
- 三 前二号に掲げるもののほか、外国人の職業の安定に関する事(他課及び労働市場センター業務室の所掌に属するものを除く。)

(労働市場センター業務室の所掌事務)

第八十一条 労働市場センター業務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 求人及び求職の結合に係る調整を行う事。
- 二 労働市場に関する情報の収集及び連絡を行う事。
- 三 雇用保険の被保険者及びこれを雇用する事業主に関する記録の作成を行う事。
- 四 職業安定局の所掌事務に関する電子計算組織に関する事。

負う請負人が雇用する労働者（当該場所において業務に従事する労働者に限る。）の雇用管理の改善に関すること（企画課の所掌に属するもの並びに建設労働者及び港湾労働者に係るものを除く。）。

三 労働者派遣を行う事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対する監督に関すること（港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に関するものを除く。）。

四 政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るための事業の事業主、派遣労働者、求職者その他の関係者に対する助言その他の措置に関すること（企画課の所掌に属するもの及び港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に関するものを除く。）。

（外国人雇用対策課の所掌事務）

第八十二条 外国人雇用対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 政府が行う外国人の職業紹介に関すること（求人及び求職の結合に係る調整に関するものを除く。）。

二 外国人の雇用に関する事項について事業主その他の関係者に対して行う必要な助言その他の措置に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。

三 前二号に掲げるもののほか、外国人の職業の安定に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

（企画課の所掌事務）

第八十二条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 高齢・障害者雇用対策部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第六条第一項に規定する高年齢者等職業安定対策基本方針の策定に関すること。

三 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第七条第一項に規定する障害者雇用対策基本方針の策定に関すること。

四 失業対策並びに炭鉱労働者及び炭鉱離職者並びに日雇労働者の雇用機会の確保に関すること。

五 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の組織及び運営一般に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、高齢・障害者雇用対策部の所掌事務で

(高齢者雇用対策課の所掌事務)

第八十三条 高齢者雇用対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 高齢・障害者雇用対策部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 高年齢者の雇用の確保及び就業の機会の確保に関すること。

三 高年齢者等の再就職の促進に関すること(政府が行う職業紹介及び職業指導に関するものを除く。)

四 第八条第三項第三号に掲げる事務のうち高年齢者等の職業の安定に関すること。

五 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第七条第一項に規定する障害者雇用対策基本方針の策定に関すること。

六 失業対策に関すること。

七 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の組織及び運営一般に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、高齢・障害者雇用対策部の所掌事務で障害者雇用対策課の所掌に属しないものに関すること。

(障害者雇用対策課の所掌事務)

第八十四条 障害者雇用対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に関する

他の所掌に属しないものに関すること。

(高齢者雇用対策課の所掌事務)

第八十三条 高齢者雇用対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 高年齢者の雇用の確保及び就業の機会の確保に関すること(企画課の所掌に属するものを除く。)

二 高年齢者等の再就職の促進に関すること(政府が行う職業紹介及び職業指導に関すること並びに企画課の所掌に属するものを除く。)

三 第八条第二項第三号に掲げる事務のうち高年齢者等の職業の安定に関すること(企画課の所掌に属するものを除く。)

(障害者雇用対策課の所掌事務)

第八十四条 障害者雇用対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に関する

こと（高齢者雇用対策課の所掌に属するものを除く。）。

三 第八条第二項第三号に掲げる事務のうち障害者の職業の安定に関すること（高齢者雇用対策課の所掌に属するものを除く。）。

こと（企画課の所掌に属するものを除く。）。

三 第八条第二項第三号に掲げる事務のうち障害者の職業の安定に関すること（企画課の所掌に属するものを除く。）。

○ 最低賃金審議会令（昭和三十四年政令第六十三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（庶務）</p> <p>第七条 中央最低賃金審議会の庶務は厚生労働省労働基準局労働条件政策課において、地方最低賃金審議会の庶務は当該都道府県労働局において、処理する。</p>	<p>（庶務）</p> <p>第七条 中央最低賃金審議会の庶務は厚生労働省労働基準局勤労者生活部勤労者生活課において、地方最低賃金審議会の庶務は当該都道府県労働局において、処理する。</p>

改 正 案	現 行
<p>（庶務）</p> <p>第十一条 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、労働条件分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局総務課、安全衛生分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課、勤労者生活分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局勤労者生活課、職業安定分科会に係るものについては厚生労働省職業安定局総務課、障害者雇用分科会に係るものについては厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課、職業能力開発分科会に係るものについては厚生労働省職業能力開発局総務課、雇用均等分科会に係るものについては厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課において処理する。</p>	<p>（庶務）</p> <p>第十一条 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、労働条件分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局総務課、安全衛生分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課、勤労者生活分科会に係るものについては厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課、職業安定分科会に係るものについては厚生労働省職業安定局総務課、障害者雇用分科会に係るものについては厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課、職業能力開発分科会に係るものについては厚生労働省職業能力開発局総務課、雇用均等分科会に係るものについては厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課において処理する。</p>

○厚生労働省令第九十四号

厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）を実施するため、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年八月四日

厚生労働大臣 長妻 昭

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三十条の次に次の一条を加える。

（労働条件確保改善対策室及び調査官）

第三十条の二 労働条件政策課に、労働条件確保改善対策室及び調査官一人を置く。

2 労働条件確保改善対策室は、労働条件の確保及び改善並びに労働者の保護が特に必要な業種、業務その他の分野における労働条件の確保及び改善並びに労働者の保護に関する政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。

3 労働条件確保改善対策室に、室長を置く。

4 調査官は、命を受けて、労働条件政策課の所掌事務に関する特定事項の調査、企画及び立案並びに調整に当たるとする。

第三十一条の見出し及び同条第一項中「労働条件確保改善対策室並びに」を削り、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「のうち、労働契約その他の労働条件に関する特定事項の調査、企画及び立案並びに調整に当たる」を「で調査その他の専門的事項に係るものを行う」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「及び労働保険徴収課」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とする。

第三十二条を次のように改める。

(勤労者福祉事業室及び労働金庫業務室)

第三十二条 勤労者生活課に、勤労者福祉事業室及び労働金庫業務室を置く。

2 勤労者福祉事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 労働組合その他労働に関する団体が行う共済事業その他福祉活動に関すること。

二 労働者の福利厚生を増進を図るための活動を行う団体に対する当該活動に関する助言その他の援助措置

置に関すること。

3 勤労者福祉事業室に、室長を置く。

4 労働金庫業務室は、労働金庫の事業に関する事務をつかさどる。

5 労働金庫業務室に、室長を置く。

第三十七条第二項中「石綿健康被害救済法」を「石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）」に改める。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（労働保険徴収業務室）

第三十七条の二 労働保険徴収課に、労働保険徴収業務室を置く。

2 労働保険徴収業務室は、労働保険料及び石綿健康被害救済法の規定による一般拠出金（以下「一般拠出金」という。）並びにこれらに係る徴収金の徴収に関する電子計算組織に関する事務をつかさどる。

3 労働保険徴収業務室に、室長を置く。

第三十九条及び第四十条を次のように改める。

第三十九条及び第四十条 削除

第四十二条の見出しを「(地域雇用対策室、農山村雇用対策室及び建設・港湾対策室)」に改め、同条第一項中「若年者雇用対策室、就労支援室」を「地域雇用対策室」に改め、「並びに地域企画官一人」を削り、同条第二項から第五項までを削り、同条第六項を同条第四項とし、同条第七項から第九項までを二項ずつ繰り上げ、同条第十項を削り、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 地域雇用対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地域雇用開発促進法(昭和六十二年法律第二十三号)第二条第一項に規定する地域雇用開発に関すること(職業能力開発局及び雇用政策課の所掌に属するものを除く。)

二 地域における雇用機会の確保に関すること(農山村雇用対策室の所掌に属するものを除く。)

三 季節的に雇用される労働者の雇用に関する援助措置に関すること。

3 地域雇用対策室に、室長を置く。

第四十五条及び第四十六条を削る。

第四十四条を第四十六条とする。

第四十三条の二第二項第一号中「雇用開発課」を「港湾労働者の募集及び港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に係るもの並びに企画課」に改め、同項第二号中「雇用開発課の所掌に属する」を「港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に係る」に改め、同条を第四十五条とする。

第四十三条の次に次の二条を加える。

(システム計画官及び主任システム計画官)

第四十三条の二 労働市場センター業務室に、システム計画官及び主任システム計画官それぞれ一人を置く。

2 システム計画官は、命を受けて、電子計算組織による情報処理システムの設計及び運用に関する事務を行う。

3 主任システム計画官は、命を受けて、前項の事務を行い、及びシステム計画官の行う事務の調整に当たる。

(若年者雇用対策室及び就労支援室並びに雇用支援企画官)

第四十四条 企画課に、若年者雇用対策室及び就労支援室並びに雇用支援企画官一人を置く。

2 若年者雇用対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 政府が行う学生若しくは生徒又は学校卒業生その他これに類する者の職業紹介及び職業指導に関すること（求人及び求職の結合に係る調整に関することを除く。）。

二 学生若しくは生徒又は学校卒業生の職業紹介又は職業指導についての職業安定機関と学校、関係行政機関との間における連絡、援助又は協力に関すること。

三 職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十三条の二に規定する無料職業紹介事業に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、学校卒業生その他これに類する者の雇用機会の確保に関すること。

3 若年者雇用対策室に、室長を置く。

4 就労支援室は、炭鉱労働者及び炭鉱離職者、日雇労働者並びに就職が困難な者（高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二条第二項に規定する高年齢者等をいう。）及び障害者を除く。）の雇用機会の確保に関する事務をつかさどる。

5 就労支援室に、室長を置く。

6 雇用支援企画官は、命を受けて、派遣労働者、期間の定めのある労働契約を締結する労働者その他これ

らに類する者（派遣労働者、期間の定めのある労働契約を締結する労働者その他これらに類する者であつた者を含む。）の職業の安定に関する政策に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

第四十八条の見出し及び同条第一項中「並びに障害者雇用専門官」を「障害者雇用専門官」に改める。

附 則

この省令は、平成二十二年八月五日から施行する。

厚生労働省組織規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（労働条件確保改善対策室及び調査官）</p> <p>第三十条の二 労働条件政策課に、労働条件確保改善対策室及び調査官一人を置く。</p> <p>2 労働条件確保改善対策室は、労働条件の確保及び改善並びに労働者の保護が特に必要な業種、業務その他の分野における労働条件の確保及び改善並びに労働者の保護に関する政策の企画及び立案に関する事務をつかさどる。</p> <p>3 労働条件確保改善対策室に、室長を置く。</p> <p>4 調査官は、命を受けて、労働条件政策課の所掌事務に関する特定事項の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。</p> <p>（調査官並びに中央労働基準監察監督官及び主任中央労働基準監察監督官）</p> <p>第三十一条 監督課に、調査官一人並びに中央労働基準監察監督官九人及び主任中央労働基準監察監督官一人を置く。</p> <p>（削除）</p>	<p>（新規）</p> <p>（労働条件確保改善対策室並びに調査官並びに中央労働基準監察監督官及び主任中央労働基準監察監督官）</p> <p>第三十一条 監督課に、労働条件確保改善対策室並びに調査官一人並びに中央労働基準監察監督官九人及び主任中央労働基準監察監督官一人を置く。</p> <p>2 労働条件確保改善対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 労働条件の確保及び改善並びに労働者の保護が特に必要な業種、業務その他の分野における労働条件の確保及び改善並びに労働者の保護に関する政策の企画及び立案並びに調整に関すること。</p> <p>二 未払賃金の立替払事業に関すること。</p>

(削除)

- 2 調査官は、命を受けて、監督課の所掌事務で調査その他の専門的事項に係るものを行う。
- 3 中央労働基準監察監督官は、命を受けて、都道府県労働局における労働基準局の所掌に係る事務の実施状況の監察に関する事務（労災補償部の所掌に属するものを除く。）を行う。
- 4 主任中央労働基準監察監督官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び中央労働基準監察監督官の行う事務の調整に当たる。

(勤労者福祉事業室及び労働金庫業務室)

第三十二条 勤労者生活課に、勤労者福祉事業室及び労働金庫業務室を置く。

- 2 勤労者福祉事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 労働組合その他労働に関する団体が行う共済事業その他福祉活動に関すること。
 - 二 労働者の福利厚生を増進を図るための活動を行う団体に対する当該活動に関する助言その他の援助措置に関すること。
- 3 勤労者福祉事業室に、室長を置く。
- 4 労働金庫業務室は、労働金庫の事業に関する事務をつかさどる。
- 5 労働金庫業務室に、室長を置く。

(労災保険財政数理室並びに中央労災補償監察官及び主任中央労災補償監察官)

第二十七条 (略)

- 2 労災保険財政数理室は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）に規定する労災

3 労働条件確保改善対策室に、室長を置く。

- 4 調査官は、命を受けて、監督課の所掌事務のうち、労働契約その他の労働条件に関する特定事項の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。
- 5 中央労働基準監察監督官は、命を受けて、都道府県労働局における労働基準局の所掌に係る事務の実施状況の監察に関する事務（労災補償部及び労働保険徴収課の所掌に属するものを除く。）を行う。
- 6 主任中央労働基準監察監督官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び中央労働基準監察監督官の行う事務の調整に当たる。

(労働保険徴収業務室)

第三十二条 労働保険徴収課に、労働保険徴収業務室を置く。

- 2 労働保険徴収業務室は、労働保険料及び石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）の規定による一般拠出金（以下「一般拠出金」という。）並びにこれらに係る徴収金の徴収に関する電子計算組織に関する事務をつかさどる。
- 3 労働保険徴収業務室に、室長を置く。

(労災保険財政数理室並びに中央労災補償監察官及び主任中央労災補償監察官)

第二十七条 (略)

- 2 労災保険財政数理室は、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号。以下「徴収法」という。）に規定する労災

保険率、第二種特別加入保険料率及び第三種特別加入保険料率並びに労働者災害補償保険の特別保険料率に関する事務並びに労働者災害補償保険に関する保険数理及び統計に関する事務並びに石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。）の規定による特別遺族給付金に関する数理及び統計に関する事務をつかさどる。

355 (略)

(労働保険徴収業務室)

第三十七条の二 労働保険徴収課に、労働保険徴収業務室を置く。

2 労働保険徴収業務室は、労働保険料及び石綿健康被害救済法の規定による一般拠出金（以下「一般拠出金」という。）並びにこれらに係る徴収金の徴収に関する電子計算組織に関する事務をつかさどる。

3 労働保険徴収業務室に、室長を置く。

第三十九条及び第四十条 削除

保険率、第二種特別加入保険料率及び第三種特別加入保険料率並びに労働者災害補償保険の特別保険料率に関する事務並びに労働者災害補償保険に関する保険数理及び統計に関する事務並びに石綿健康被害救済法の規定による特別遺族給付金に関する数理及び統計に関する事務をつかさどる。

355 (略)

(新規)

(労働金庫業務室及び調査官)

第三十九条 企画課に、労働金庫業務室及び調査官一人を置く。

2 労働金庫業務室は、労働金庫の事業に関する事務をつかさどる。

3 労働金庫業務室に、室長を置く。

4 調査官は、命を受けて、企画課の所掌事務に関する特定事項の調査、企画及び立案並びに調整に当たる。

(勤労者福祉事業室)

第四十条 勤労者生活課に、勤労者福祉事業室を置く。

2 勤労者福祉事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 労働組合その他労働に関する団体が行う共済事業その他福祉活動に関すること。

(地域雇用対策室、農山村雇用対策室及び建設・港湾対策室)

第四十二条 雇用開発課に、地域雇用対策室、農山村雇用対策室及び建設・港湾対策室を置く。

一 労働者の福利厚生を増進を図るための活動を行う団体に対する当該活動に関する助言その他の援助措置に関すること。

3 勤労者福祉事業室に、室長を置く。

(若年者雇用対策室、就労支援室、農山村雇用対策室及び建設・港湾対策室並びに地域企画官)

第四十二条 雇用開発課に、若年者雇用対策室、就労支援室、農山村雇用対策室及び建設・港湾対策室並びに地域企画官一人を置く。

2 若年者雇用対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 政府が行う学生若しくは生徒又は学校卒業者その他これに類する者の職業紹介及び職業指導に関すること(労働市場センター業務室の所掌に属するものを除く。)

二 学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介又は職業指導についての職業安定機関と学校、関係行政機関との間における連絡、援助又は協力に関すること。

三 職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第三十三条の二に規定する無料職業紹介事業に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、青少年の雇用機会の確保に関すること。

3 若年者雇用対策室に、室長を置く。

4 就労支援室は、就職が困難な者の雇用機会の確保に関する事務(高齢・障害者雇用対策部並びに雇用政策課、若年者雇用対策室及び農山村雇用対策室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

5 就労支援室に、室長を置く。

2 地域雇用対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地域雇用開発促進法(昭和六十二年法律第二十三号)第二条第一項

に規定する地域雇用開発に関すること（職業能力開発局及び雇用政策課の所掌に属するものを除く。）。

二 地域における雇用機会の確保に関すること（農山村雇用対策室の所掌に属するものを除く。）。

三 季節的に雇用される労働者の雇用に関する援助措置に関すること。

3 地域雇用対策室に、室長を置く。

4 農山村雇用対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農山村における雇用機会の確保に関すること。

5 農山村雇用対策室に、室長を置く。

6 建設・港湾対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 建設労働者及び港湾労働者の雇用の改善に関すること。

二 港湾労働者の募集及び港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に関すること。

7 建設・港湾対策室に、室長を置く。

（システム計画官及び主任システム計画官）

第四十三条の二 労働市場センター業務室に、システム計画官及び主任システム計画官それぞれ一人を置く。

6 農山村雇用対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 農山村における雇用機会の確保に関すること。

7 農山村雇用対策室に、室長を置く。

8 建設・港湾対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 建設労働者及び港湾労働者の雇用の改善に関すること。

二 港湾労働者の募集及び港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に関すること。

9 建設・港湾対策室に、室長を置く。

10 地域企画官は、命を受けて、地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）第二条第一項に規定する地域雇用開発に関する事務（職業能力開発局及び雇用政策課の所掌に属するものを除く。）及び雇用機会の確保に関する事務（高齢・障害者雇用対策部並びに雇用政策課、若年者雇用対策室、就労支援室及び農山村雇用対策室の所掌に属するものを除く。）のうち、地方公共団体と連携して行うものの企画及び立案並びに調整に当たる。

（新規）

2 システム計画官は、命を受けて、電子計算組織による情報処理システムの設計及び運用に関する事務を行う。

3 主任システム計画官は、命を受けて、前項の事務を行い、及びシステム計画官の行う事務の調整に当たる。

(若年者雇用対策室及び就労支援室並びに雇用支援企画官)

第四十四条 企画課に、若年者雇用対策室及び就労支援室並びに雇用支援企画官一人を置く。

2 若年者雇用対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 政府が行う学生若しくは生徒又は学校卒業者その他これに類する者の職業紹介及び職業指導に関すること（求人及び求職の結合に係る調整に関するものを除く。）。

二 学生若しくは生徒又は学校卒業者の職業紹介又は職業指導についての職業安定機関と学校、関係行政機関との間における連絡、援助又は協力に関すること。

三 職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十三条の二に規定する無料職業紹介事業に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、学校卒業者その他これに類する者の雇用機会の確保に関すること。

3 若年者雇用対策室に、室長を置く。

4 就労支援室は、炭鉱労働者及び炭鉱離職者、日雇労働者並びに就職が困難な者（高年齢者等（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第二条第二項に規定する高年齢者等をいう。）及び障害者を除く。）の雇用機会の確保に関する事務をつかさどる。

5 就労支援室に、室長を置く。

(新規)

6 雇用支援企画官は、命を受けて、派遣労働者、期間の定めのある労働契約を締結する労働者その他これらに類する者（派遣労働者、期間の定めのある労働契約を締結する労働者その他これらに類する者であった者を含む。）の職業の安定に関する政策に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

（主任中央需給調整事業指導官及び派遣・請負労働企画官）

第四十五条 需給調整事業課に、主任中央需給調整事業指導官及び派遣・請負労働企画官それぞれ一人を置く。

2 主任中央需給調整事業指導官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一 職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に関すること（港湾労働者の募集及び港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に係るもの並びに企画課の所掌に属するものを除く。）。

二 労働者派遣を行う事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対する監督に関すること（港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に係るものを除く。）。

3 派遣・請負労働企画官は、命を受けて、派遣労働者及び一の場所において行われる事業の仕事の一部を請け負う請負人が雇用する労働者（当該場所において業務に従事する労働者に限る。）の雇用管理の改善（建設労働者及び港湾労働者に係るものを除く。）に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

（国際労働力対策企画官）

第四十六条 外国人雇用対策課に、国際労働力対策企画官一人を置く。

（主任中央需給調整事業指導官及び派遣・請負労働企画官）

第四十三条の二 需給調整事業課に、主任中央需給調整事業指導官及び派遣・請負労働企画官それぞれ一人を置く。

2 主任中央需給調整事業指導官は、命を受けて、次に掲げる事務を行う。

一 職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に関すること（雇用開発課の所掌に属するものを除く。）。

二 労働者派遣を行う事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対する監督に関すること（雇用開発課の所掌に属するものを除く。）。

3 派遣・請負労働企画官は、命を受けて、派遣労働者及び一の場所において行われる事業の仕事の一部を請け負う請負人が雇用する労働者（当該場所において業務に従事する労働者に限る。）の雇用管理の改善（建設労働者及び港湾労働者に係るものを除く。）に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

（国際労働力対策企画官）

第四十四条 外国人雇用対策課に、国際労働力対策企画官一人を置く。

2 国際労働力対策企画官は、命を受けて、外国人雇用対策課の所掌事務のうち、国際的な労働移動に関する特定事項の調査、企画及び立案に当たる。

(削除)

(削除)

(地域就労支援室並びに調査官、障害者雇用専門官及び主任障害者雇用専門官)

第四十八条 障害者雇用対策課に、地域就労支援室並びに調査官一人、障害者雇用専門官三人及び主任障害者雇用専門官一人を置く。

256 (略)

2 国際労働力対策企画官は、命を受けて、外国人雇用対策課の所掌事務のうち、国際的な労働移動に関する特定事項の調査、企画及び立案に当たる。

(システム計画官及び主任システム計画官)

第四十五条 労働市場センター業務室に、システム計画官及び主任システム計画官それぞれ一人を置く。

2 システム計画官は、命を受けて、電子計算組織による情報処理システムの設計及び運用に関する事務を行う。

3 主任システム計画官は、命を受けて、前項の事務を行い、及びシステム計画官の行う事務の調整に当たる。

第四十六条 削除

(地域就労支援室並びに調査官並びに障害者雇用専門官及び主任障害者雇用専門官)

第四十八条 障害者雇用対策課に、地域就労支援室並びに調査官一人並びに障害者雇用専門官三人及び主任障害者雇用専門官一人を置く。

256 (略)

厚生労働省訓第41号

(部内一般)

厚生労働省の内部組織に関する訓令（平成13年厚生労働省訓第1号）の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年8月5日

厚生労働大臣 長妻 昭

厚生労働省の内部組織に関する訓令の一部を改正する訓令

厚生労働省の内部組織に関する訓令（平成13年厚生労働省訓第1号）の一部を次のように改正する。

第28条の2を第28条の3とし、第28条の次に次の1条を加える。

(賃金時間室)

第28条の2 労働基準局労働条件政策課に、賃金時間室を置く。

2 賃金時間室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 賃金の支払、最低賃金、労働時間及び休息に関する政策の企画及び立案に関すること（労働時間等の設定の改善に関するものを除く。）。
- (2) 前号に掲げるもののほか、最低賃金に関すること（労働基準監督官の行う監督に関するものを除く。）。
- (3) 賃金体系に関すること。
- (4) 退職手当の保全措置その他の退職手当に関すること（退職手当の支払に関すること及び労働基準監督官の行う監督に関するものを除く。）。

3 賃金時間室に、室長（組織令第19条第1項に規定する参事官をもって充てられるものとする。）、室長補佐、専門官並びに係及び係長を置く。

第29条の3第1項及び第2項中「労災保険業務室」を「労災保険業務課」に改める。

第31条を削り、第31条の2を第31条とし、同条の次に次の1条を加える。

(高齢者雇用事業室)

第31条の2 職業安定局高齢・障害者雇用対策部高齢者雇用対策課に、高齢者雇用事業室を置く。

2 高齢者雇用事業室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 高年齢者の雇用の確保及び就業機会の確保に関すること。
- (2) 高年齢者等の再就職の促進に関すること（政府が行う職業紹介及び職業指導に関する

ることを除く。)

(3) 高年齢者等の職業の安定に関すること。

3 高年齢者雇用事業室に、室長（関係ある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）、室長補佐並びに係及び係長を置く。

第31条の3第1項中「職業安定局」の下に「派遣・有期労働対策部」を加える。

附 則

この訓令は、平成22年8月5日から施行する。

- 「労働保険徴収課（長）」による通達その他の文書（以下「通達等」という。）のうち、社会保険労務士に関すること
→「監督課（長）」
- 「労働保険徴収課（長）」による通達等（社会保険労務士に関することを除く。）
→「労災補償部労働保険徴収課（長）」
- 「勤労者生活部（長）」による通達等
→「労働基準局（長）」
- 「勤労者生活部企画課（長）」による通達等のうち、労働時間及び休息に関すること（労働基準法に規定するものに関すること及び労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）並びに労働能率の増進に関すること（勤労者生活課の所掌に属するものを除く。）等
→「労働条件政策課（長）」
- 「勤労者生活部企画課（長）」による通達等のうち、勤労者の財産形成の促進に関すること、労働者の福利厚生に関すること（勤労者生活課の所掌に属するものを除く。）及び労働金庫の事業に関すること等
→「勤労者生活課（長）」
- 「勤労者生活部勤労者生活課（長）」による通達等のうち、最低賃金に関すること（労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）、賃金体系に関すること及び退職手当の保全措置その他の退職手当に関すること（退職手当の支払に関すること及び労働基準監督官の行う監督に関することを除く。）
→「労働条件政策課（長）」
- 「勤労者生活部勤労者生活課（長）」による通達等のうち、中小企業退職金共済法の規定による退職金共済に関すること、労働組合その他労働に関する団体が行う共済事業その他福祉活動に関すること及び労働者の福利厚生の増進を図るための活動を行う団体に対する当該活動に関する助言その他の援助措置に関すること
→「勤労者生活課（長）」
- 「労災保険業務室（長）」による通達等
→「労災保険業務課（長）」